

平成 16 年 N82

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程及び東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程の制定

承認経過

平成 16 年 12 月 1 日 教育研究評議会 承認

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程及び東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考規程を次のように制定する。

平成16年12月 2 日

東京学芸大学長
鷲 山 恭 彦

平成16年規程第57号

東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会規程

(設置)

第 1 条 東京学芸大学に、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成 16 年政令第 2 号。以下「施行令」という。)第 8 条第 2 項に規定する選考委員会として、東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(調査審議等)

第 2 条 委員会は、施行令第 8 条第 1 項の認定を受ける候補者として推薦すべき者の選考(以下「選考」という。)に関する事項を調査審議する。

2 前項の調査審議を行うに当たっては、独立行政法人日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)第 16 条の返還の免除を受けようとする学生の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮しなければならない。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長(教育等担当)
- (3) 学系長
- (4) 大学院連合学校教育学研究科長
- (5) 学生委員会委員長
- (6) その他必要に応じて学長が指名する者 若干名

(任期)

第 4 条 前条第 6 号の委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。ただし、年度の途中で指名された委員の任期は、翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(調査依頼)

第 8 条 委員会は，選考に関する専門的事項について，学生委員会に調査依頼することができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は，関係部課の協力を得て，学務部学生サービス課が処理する。

(補則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，委員会が別に定める。

附 則

この規程は，平成 16 年 12 月 2 日から施行する。

(趣旨)

第1条 東京学芸大学(以下「本学」という。)における奨学金返還免除候補者(以下「返還免除候補者」という。)の選考については、他の法令等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(返還免除候補者)

第2条 返還免除候補者として独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に推薦することができる者は、大学院(本学の教育学研究科及び連合学校教育学研究科をいう。以下同じ。)において機構から第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(選考)

第3条 返還免除候補者の選考は、東京学芸大学奨学金返還免除候補者選考委員会(以下「委員会」という。)において、当該学生の大学院における教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績(奨学規程(機構平成16年規程第16号)第47条第2項に定めるものをいう。)について、総合的に評価して行うものとする。

2 奨学規程第47条第2項に定める評価基準に基づく評価項目その他返還免除候補者の選考に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が別に定めるものとする。

(推薦)

第4条 学長は、前条第1項の選考に基づき返還免除候補者に順位を付し、機構が定める業績優秀者返還免除申請書及び推薦理由書に業績を証明する資料を添付し、推薦するものとする。

(推薦の取消し)

第5条 学長は、前条による推薦後、学位論文等に不正の事実等が判明した場合は、委員会の議を経て当該推薦を取り消すことができる。

附 則

この規程は、平成16年12月2日から施行する。